

イギリス特殊教育における親の教育関与への権利について

——「1981年教育法」を中心にして——

河合 康*・石部 元雄

イギリスでは、1983年4月1日に、「親の憲章」と呼ばれている「1981年教育法」が施行された。同法では、特殊教育における親の教育関与への権利を拡大し、子供のもつ特別な教育的ニーズの評価に親が十分に関与できる権利、子供の評価に基づいてなされる特別な教育措置の決定に対して親が不服を申し立てられる権利、さまざまな助言・援助・情報を親が得られる権利等を規定している。

一方、同法をめぐって、次のような問題点が指摘された。特殊教育の問題を扱う不服審査委員会の権限が弱い。不服審査委員会や大臣が、親よりも地方教育当局の見解を支持する可能性が大きい。同法の運用上の財源が不足している。統合教育の諸条件の規定が、親の権利規定を侵害するおそれがある。

しかし、同法により、親が、特別な教育的ニーズをもつ子供の教育について議論する場を得たことによって、将来、特殊教育に対して親が関与するための基盤が制度的に確立した点は評価してよい。

キーワード：1981年教育法 親の関与 特別な教育的ニーズ

1. はじめに

我が国では、近年、養護学校教育の義務制および、統合教育の理念の浸透に伴い、障害児の就学指導をめぐって、親と地域の教育当局との間に、さまざまな争いが生じている。この問題をめぐって、障害児をもつ親の団体の運動が活発になり、特殊教育における親の立場が目立ってきている。しかし、特殊教育、特に、障害児の就学指導に際して、親が教育当局に対して、どのように関与していくべきかについては、問題となる点が多い。

こうした問題は、障害児全員就学、いわゆる養護学校教育の義務制を、昭和31年の「公立養護学校整備特別措置法」から、わずか4半世紀で実現した我が国の特殊教育に固有なものではない。障害児全員就学の実現に、我が国よりも長い年月をかけた欧米先進国においても類似した現象がみられ、中には、我が国と同様に、親と教育当局の争いが法廷に持ち込まれたケースさえある。

本稿では、このような現状をふまえ、特殊教育に親がどのように関与していくべきか、また、そのためにはいかなる条件整備が必要かという問題の解明に示唆を得たいと考えて、特殊教育制度の基盤が最も早期に確立した国の一つであり、また

「1970年教育法」によって、世界に先がけて、障害児の全員就学を実現させたイギリスの場合に注目して取り上げることにした。

イギリスでは、1978年に、後述する「ウォーノック報告（通称）⁵⁾」で、従来の障害種別カテゴリーを撤廃し、それに替えて、「特別な教育的ニーズをもつ子供（children with special educational needs）」という新しい概念の導入を提唱した。その際、全学齢児童生徒の5～6人のうち1人は、この新しいカテゴリーに該当する児童生徒であると推定した。「ウォーノック報告」の上述の提言が、「1981年教育法⁷⁾」で法的に規定されたことで、イギリスにおける特殊教育の対象は著しく拡大されることになった。この新しい概念の採択によって従来の障害種別カテゴリーにとらわれた教育形態ではなく、子供がもつ「特別な教育的ニーズ」に応じた柔軟な教育措置が講じられることになった。しかし、ここで問題となるのは、「特別な教育的ニーズをもつ子供」にとって、何がふさわしい教育措置であり、その措置を、誰が、どのような手続きを経て決定するのか、という点である。近年、統合教育の推進によって、相当重度な子供まで、通常の学校に統合されている事実をみると、特殊教育の対象の拡大に伴い、子供の

教育措置をめぐる、従来にもまして、親と教育当局の間に対立した意見が生まれはしないだろうか、と懸念される。

一方、「1981年教育法」は、別名「親の憲章 (parents' charter)」とも呼ばれている¹⁵⁾ように、子供の教育措置を決定する過程に、親が十分に関与することのできる手続きを保証し、特殊教育における親の権利を、制度的に大幅に認めようとしている。

このように、「1981年教育法」の中には、「特殊教育の対象の拡大」と「親の教育関与への権利」規定とが共存しているが、これは、一見したところ矛盾するように思われる。なぜならば、特殊教育において、「親の教育関与への権利」が問題となるのは、ほとんどの場合、我が子が特殊教育の対象となることに対して、親が反発する場合であるからである。

そこで、本稿では、特殊教育の対象の拡大によって、親と教育当局との間に対立が予想されるイギリス特殊教育において、「1981年教育法」では、「親の教育関与への権利」をいかに規定しているかをまず明らかにし、次に、その問題点とその意義を検討していくことにしたい。

なお、本稿は、障害児という概念を撤廃したイギリスを対象にしているため、「障害児教育」ではなく「特殊教育」という用語で一貫することにした。

2. 「1981年教育法」制定に至る経緯

戦後のイギリス教育制度の基盤は、特殊教育の場合も含めて、「1944年教育法」にある。同法の公布により、特殊教育の新たな方針と施策が、国家的立場から体系的に法制化されて、その関連規定が、初めて、一般の初等・中等教育に関する諸規定の中に組み込まれた。また、同法で、障害児の教育措置や、それに対する地方教育当局 (Local Education Authority, 以下 LEA とする) の義務も明確にされた。しかし、すべての障害児に対して、教育措置が講じられたわけではなかった。なぜならば、同法第57条では、学校教育に不適当な児童生徒について規定し、その措置を、保健当局所管のものとしていたからである。これは、事実上の就学免除規定を意味するものであった。

しかし、1960年代に入ると、重度障害児に対し

ても、教育の機会を与えるべきであるという気運が高まり、ついに1970年に、かつては学校教育に不適当とされた児童生徒の措置を、保健社会保障省の所管から教育科学省に移管して、教育の対象とすることを規定した「1970年教育法」が成立し、翌年の1971年4月1日に施行された。このことによって、障害児全員就学が実質的に実現したのである。

かくして、同法の実施により、全国の特教諸学校数及びそこに在籍する児童生徒数が、飛躍的に増大したが、それに伴って、教育専門家の養成、各専門家相互間の協力、障害種別カテゴリー、義務教育修了後の障害者の措置などをめぐる問題が新たに生じてきた。

こうした状況に対応するため、1973年、当時の教育科学省大臣で、現首相のマーガレット・サッチャーは、特殊教育の問題全般を検討するために、かの「ウォーノック委員会」を設置した。同委員会は正式には「障害児者教育調査委員会 (Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People)」といわれるが、1974年から調査活動を開始し、1978年に、「特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs)」と題する報告書、いわゆる「ウォーノック報告」を提出した。同報告では、全19章417ページにわたって、イギリス特殊教育のあり方について224項目の勧告を行っている。

「ウォーノック報告」の勧告を検討した政府は、1980年に、「教育における特別なニーズ (Special Needs in Education)」⁶⁾と題する政府白書を公布し、勧告に対する政府の考え方や今後の方針を述べると共に、「ウォーノック報告」の勧告を尊重して、教育法を改正する旨も明らかにした。

政府白書の提言に基づいて、1981年10月31日に、全21条と4つの附則で構成された「1981年教育法」が成立し、1983年4月1日付けで施行された。また、同時に同法の施行規則「The Education (Special Educational Needs) Regulation 1983⁸⁾」も公布された。

3. 「1981年教育法」の基調

「1981年教育法」は、従来と異なる新しい概念をいくつか導入しているが、同法を把握する際に重要となる概念は、次の通りである。²¹³⁾

①特別な教育措置 (special educational provision)

特別な教育措置とは、2歳未満児の場合には、親に対する支援・指導・助言を含めたあらゆる教育措置のことを意味する。

2歳以上から19歳までの子供の場合には、LEAが維持する学校において、同年齢の子供に対して講じられる通常の措置とは別の措置、または通常の措置に対する付加的な措置のことをいう。

②特別な教育的ニーズ (special educational needs)

①の特別な教育措置を必要とするような「学習困難」を子供が有する場合、その子供は、特別な教育的ニーズをもつとみなされる。

なお、ここでいう「学習困難」を有する子供とは、

- (a)同年齢の他の子供よりも学習上の困難が大きい子供、または
- (b)当該地域の学校で、通常、提供される施設・設備を十分に活用できないような能力障害 (disabilities) をもつ子供

を意味する。ただし、母国語や方言の違いによる子供は、この中に含まない。

③評価 (assessment)

評価とは、子供が「特別な教育的ニーズ」をもつか否かを、LEAが決定する際の手続きのことをさすが、その評価は、以下の場合に開始される。

- ・親が評価を求める場合
- ・地方保健当局や保育園の職員が評価を求める場合 (就学前)
- ・教師や教育心理学者等の専門家が評価を求める場合 (就学後)

LEAは、これらの要請を受けて、評価を行うことを決定した場合、親に対しその旨を文書で伝えると同時に、評価の実施に対して申し立て権を有することを知らせなければならない。

さらに評価の際、LEAは、医者、心理学者、教師から助言を求めねばならない。医者や心理学者は、助言を与えるために、子供に検査 (examination) を実施することができる。

④特別な教育的ニーズに関する判定書 (以下判定書 (statement) と略称)

判定書とは、評価の結果、子供が「特別な教育的ニーズ」をもつと判明した場合に、LEAが作成する文書のことである。

判定書には以下の事項が記述される。

- ・子供がもつ特別な教育的ニーズについてのLEAの見解
- ・LEAが適当と考える特別な教育措置
- ・LEAが適当と考える学校形態、もし可能であれば特定の学校の名前
- ・LEAが適当と考える学校以外の場での教育
- ・LEAもしくは社会サービス省が与える教育以外の措置
- ・判定書の作成に際して、LEAが考慮した申し立て、助言、証拠等

⑤申し立て (representation)

申し立てとは、親がLEAに対して異議を唱えたり、自分の子供のニーズについて意見を述べたりできること等の権利の総称である。親は以下の場合に、申し立て権を行使できる。

- ・LEAが評価を実施する旨を伝えてきた時、もしくは、親自身が、評価の実施を請求する時
- ・医者、心理学者などから、子供に検査を受けさせるように請求された時
- ・LEAが判定書案を送付してきた時
- ・LEAが、最終的に決定した判定書を送付してきた時 (この場合の申し立ては、特に、不服申し立て (appeal) と呼ばれる)
- ・LEAが、子供の特別な教育的ニーズについて再評価する時 (LEAは、年に1度、判定書を再審査しなければならない)

4. 「1981年教育法」における親の権利規定

「1981年教育法」の基調の解明に次いで、同法な中で、親の権利がどのように規定されているかを考察することにする。その際、親の権利規定の関連を全体的に把握するために、同法第4条から第8条に基づいて、評価の過程をA、B、Cに分けて、図1のようなフローチャートを作成した。

図1のAは、子供が特別な教育的ニーズをもつと考えられた時点から、特別な教育措置が決定され、その措置が講じられるまでの経過を示したものである。親は、このあらゆる段階に関与することのできる権利を有し、また、その都度、形式的

な通知を受けとる。そして、各段階で、親が申し立てを行うための特定の期間が定められている。

図1のBは、送付された判定書案の内容の一部または全部について親が不満をもち、申し立てを行う場合に実施される。ここで、親は、判定書案を再検討するための会議の開催を2回求めることができ、また、自らもこの会議に出席することができる。

図1のCは、最終的な判定書に記されている特別な教育措置に対して、親が不服を申し立てる場合に実施される。ここで、親は、まず、不服審査委員会に不服申し立てを行ない、さらに、同委員会の決定にも不服な場合、教育科学省大臣にまで不服申し立てを行なうことができる。この不服申し立て権の規定は、特殊教育における親の権利を拡大したものと解釈できる。

この他にも、「1981年教育法」には、フローチャートにはあらわれていない親の権利がいくつか規定されている。その中で重要なものとしては、判定書を作成する際に、LEAが利用した情報を専門家だけでなく、親も獲得できなければならない、という規定が挙げられる。なぜならば、同規定によって評価の公開性が期待されるからである。

さらに、判定書を作成する際、LEAは、親に子供の特別な教育的ニーズについての情報や助言を与えたり、親が申し立てを行なう際に、親に援助を与える者を指名しなければならない。このように、「1981年教育法」は、単なる表面上の親の権利だけでなく、その実施に際して、親を具体的に支援するしくみを規定している。この規定は多少その機能は異なっているものの、「ウォーノック報告」における「担当責任者（named person）」の提言が具体化したものと考えられる。

このように図1のAからC及びその他の点を通じて、常に、親を積極的に関与させ、親の意向を取り入れるような機構になっている点は評価されてよいであろう。

最後に、図1のAからCの手続きを実施する際に要する期間を算出してみると、Aの手続きは、少なくとも4ヶ月、Bの手続きは、親が会議の開催を求めるか否かによって異なるが、およそ2～4ヶ月を要する。Cの手続きに要する期間を推定するのはむずかしいが、週単位でなく、月単位になることは確実である。²²⁾もし、AからCの手続きがすべて実施された場合、10ヶ月以上を必要

とする。子供に、できるだけ早く、適切な教育措置を講じるためには、手続きのスムーズな運用が望ましい。しかし、手続きの進行を急ぐあまり、親の意向を黙殺するような事態が生じてはならない。「1981年教育法」の実施にあたっては、両者のかねあいを適切に保つことが重要となるであろう。

5. 「1981年教育法」の問題点と意義

「1981年教育法」によって、特殊教育における親の権利が数多く認められた。しかし、同法の規定によって、実際、どの程度、親の希望が尊重されるかについては疑問視する声が多い。ここではまず、以下の3点にしぼって、同法の問題点を考察したい。

①不服申し立て権における問題

「1981年教育法」における親の権利規定の中で特筆すべきものは、不服申し立て権であろう。なぜならば、ここに、親の学校選択権が認められる可能性を指摘できるからである。

一方、イギリスにおいても、我が国や合衆国と同様に、親が法廷に提訴する手段が認められている。しかし、その判決は、一貫してLEAの裁量権を支持するものといってよく、親の不服申し立ては、法廷ではなく、行政的な手続きを通じて処理されるべきことが示されてきている。¹¹⁾こうした点からみても、「1981年教育法」における親の不服申し立て権は、評価してよいであろう。

しかし、この不服申し立て権の中に、同法の第1の問題がある。以下では、不服審査委員会への不服申し立てと大臣へのそれを別個にとり上げ、その問題点を指摘してみよう。

ア. 不服審査委員会への不服申し立て

不服審査委員会は、普通児教育に関して規定した「1980年教育法」に基づいて設置された委員会であり、特殊教育における問題のみを扱う機関ではない。それ故、特殊教育に関する親の不服申し立ては、普通児教育に関するそれと一括して扱われる。

委員会は、3人、5人、7人のいずれかで構成され、委員は、LEAによって選出される。また教育科学省は、1982年にLEAに対して公布した実施規則（A Code of Practice）の追加事項（addendum）の中で、特殊教育に関する不服申

し立てを審議する際は、少なくとも1人は、特殊教育に関する知識をもつ学識経験者を含まなければならないとしている。

しかし、「1980年教育法」と「1981年教育法」とでは、不服審査委員会の権限が大きく異なっている。なぜならば、「1980年教育法」のもとでは同委員会の決定がLEAを拘束するのに対し、「1981年教育法」のもとでは、委員会は、

- (a)判定書に記された特別な教育措置を追認するか
- (b)委員会の所見を考慮して再審査するようにLEAに伝える

ことができるだけで、LEAに対して、強制力のある決定を下すことができないからである。したがって、親がいくら不服審査委員会に不服を申し立てても、LEAの決定を覆すことは極めて困難であろう。特殊教育の問題を扱う不服審査委員会のこのような権限の弱さは、親の権利規定そのものを揺るがせている。

また、不服審査委員会の構成からみても、問題となる点がある。それは、同委員会の委員が、LEAによって選出された者であるという点である。LEAの決定に対する親の不服申し立てを、LEAの選出した委員が処理するのであれば、同委員会が、親の意向に沿った決定を下す可能性は極めて少ないと言えよう。ここに、不服審査委員会をめぐるもう1つの問題がある。

イ. 大臣への不服申し立て

親が、大臣に不服を申し立てた場合、大臣は事情を調査し、LEAの見解を聴取した後、

- (a)判定書に記されている特別な教育措置を追認する
- (b)特別な教育措置に関する部分に限って判定書を修正し、かつ、大臣が適当と考える派生的なその他の修正を行う
- (c)LEAに対して、判定書の維持を中止するように命令する

ことができる。この一連の規定から、大臣は不服審査委員会に比べて、相当強い権限を持っていることがわかる。しかし、過去の歴史からみて大臣がLEAの決定を覆すことは期待できないといった否定的な見解も多い。¹⁷⁾「1944年教育法」にも、大臣への不服申し立ての規定はあったが、大臣が親の意向に沿った判断を下すことはまれであった。そのことは、1982年に、大臣に対して、約300件

の不服申し立てがなされたが、すべて棄却された¹³⁾ことから明らかである。

②財源の問題

「1981年教育法」によって、特別な教育的ニーズをもつ子供の教育の措置を決定する手続きに、親が十分に関与する機構が整備されたが、その運用にあたっては、人件費、施設・設備費等、多くの財源が必要不可欠である。しかし、現在の保守党政府の教育費全般にわたる削減政策からして、特殊教育のみに十分な財源が割り当てられる見込みは少ない。²⁰⁾²¹⁾

事実、「1981年教育法」は施行されたとはいえ、政府は、そのために必要とされる特別な予算を用意する意志がないことを明確にしており⁴⁾、1980年代に予想される就学者数の減少によって生じる資金を運用するよう各LEAに要望している。¹⁹⁾しかし、それがどの程度のものであるのか、またそれをすべてのLEAに期待できるかどうかは定かではない。それ故、就学者の減少数や財政状況によって、同法に対するLEAの対応が異なることが予想される。¹⁶⁾

上述のように財源の確保が困難であるという理由で、親の権利規定が円滑に運用されない場合があるという点が、「1981年教育法」施行に際して第2の問題である。

③統合教育の条件の規定の問題

特殊教育における親の権利を検討する際、統合教育に言及しないで、その議論を進めることはできまい。なぜならば、親の権利をめぐる問題となるケースのほとんどは、親が、我が子を通常の学校に通学させようとする場合だからである。

イギリスで、統合教育を実施するための条件をはじめて規定したのは、「1976年教育法」においてであった。その後、「ウォーノック報告」(1980年)及び「政府白書」(1980年)でも、統合教育の条件を検討し、それが、「1981年教育法」に受け継がれた。同法は、統合教育の実施のための条件として

- (a)その子供が、適切な特別な教育措置を受けられること
- (b)その子供と一緒に教育を受ける子供たちに、効果的な教育を与えるのを妨げないこと
- (c)施設・設備等の資源を有効に利用すること

という3条件を挙げている。

この3条件と親の権利が、当然のことながら対立図式として表面化してくる。

(a)~(c)の条件、特に(a)の条件を満たすためには通常の学校での施設・設備が改善されねばならず、当然、財源が必要になる。しかし、前述の通り、財源の確保が困難である場合を考えると、この3条件の規定は、一方では、LEAの統合教育不履行の恰好の口実となる¹⁹⁾、と同時に、他方では、通常の学校で子供に教育を受けさせたい、という親の希望を、合法的に退けることを可能にするものでもあろう。3条件を適用する基準が明確にされていない点から考えても、LEAが、この条件を任意に適用する危険性はあるように思われる。

このように、親の権利を拡大したはずの「1981年教育法」の中に、すでに、親の権利を抑制する規定が内在している点があることを見逃してはならない。

上述で、「1981年教育法」の、親の権利規定に関する問題点を指摘したが、ここで、教育における親の権利、すなわち、親の教育権とは何かについて考えてみると、それは、「単なる自由権なのではなく、子供の人間的生存を保障するものでなければならず、子供の方からみると、それは、学習権を満たしてくれるものでなければならないもの⁹⁾」である。つまり、親の権利の根底には、子供の（教育を受ける）権利が存在するのであり、親の単なる見栄やエゴ等による権利の主張は、真の意味での親の権利とは相容れないものである。

ところで、子供の発達保障と結びついた親の教育権、特に、親の学校選択権を肯定する条件としては、次の3つが挙げられている。¹²⁾

- ①子供の発達保障のために必要な、適切な専門家、施設・設備、生活、通学などの諸条件が整備されていること
- ②親が、科学的な判断を行なえるような助言・援助を受けられ、親たちの学習の場が存在し、親たちが自らの子供に対する責務を果たしうるような条件が整備されていること
- ③子供の誕生から入学後まで、公共的負担において、医療、保育、教育等の関係者と両親の協力的関係が継続的に保障され、親の判断や意見が、学校の選定や就学指導に反映される制度が確立していること

この3条件を、「1981年教育法」の規定と照らし合わせてみると、③の条件は、同法において相満たされていることがわかる。①の条件については、③の条件が充実し、親の要求が反映されるようになれば、発展的に充足されると思われる。②の条件に関しても、同法の施行により、親は評価の過程で多くの助言・援助・情報を得ることになるであろう。

こうした点に注目すると、確かに、「1981年教育法」が施行されたからといって、即座に親をとりまく状況が一変することを期待できないかもしれないが、同法によって、将来の特殊教育において、子供の発達保障に基づいた親の権利を満たすための諸条件が、制度的に徐々に確立しつつある点は評価するべきであろう。特に、同法の施行によって、親が、特別な教育的ニーズをもつ子供の教育環境を議論する枠組を手に入れたことは、極めて重要である。

6. おわりに

以上、イギリス特殊教育における、親の教育関与への権利について、「1981年教育法」に焦点を当てて、同法の内容とその問題点ならびに意義の解明を試みた。

最後に、我が国の現状をみても、教育行政当局は、就学指導に際して、親から子供の情報を入手し、親の協力を得るように指示しているが、教育措置について親が意見を述べたり、不服を申し立てたりする手続きを制度的には認めていない。¹⁸⁾

こうした点を見ると、「1981年教育法」には、上述したような問題点もあるが、われわれは、同法の積極的側面を認識し、その実施の様態を見守る必要があろう。

文 献

- 1) Advisory Centre for Education (1981): The Law on Special Education. ACE Summary.
- 2) Advisory Centre for Education (1984): Under-5's with special need. Where 194 10-14.
- 3) Advisory Centre for Education (1984): The '81 Act, safeguarding your rights. Where 196 23-26.
- 4) Bookbinder, G. (1983): Parents and Profes-

- sionals. Centre for Studies on Integration in Education.
- 5) HMSO (1978): Special Educational Needs. Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People.
 - 6) HMSO (1980): Special Needs in Education.
 - 7) HMSO (1981): Education Act 1981.
 - 8) HMSO (1983): The Education (Special Educational Needs) Regulations 1983.
 - 9) 伊藤和衛 (1973) : 父母の教育権と行政参加, 明治図書.
 - 10) 石部元雄、溝上脩編 (1982) : 世界の特殊教育, 福村出版.
 - 11) 窪田眞二 (1981) : イギリスにおける障害児の学校選定をめぐる判例 教育制度研究14. 15 71-83.
 - 12) 牧 証名 (1979) : 子供の学習権と親の学校選択権 障害者問題研究20 35-41.
 - 13) Newell, P (1983): 1981 Act, no parents' charter on choice appeals. Where 185 4-5.
 - 14) Newell, P (1983): Education Act 1981. ACE Special Education Handbook.
 - 15) Russel, P (1983): Advocacy for special need. where 189 25-28.
 - 16) Russel, P (1983): Children's Needs and Parents Rights, new influences in provision. Centre for Studies on Integration in Education.
 - 17) Shearer, A (ed) (1983): Integration, A new partnership? Centre for Studies on Integration in Education.
 - 18) 土屋恵司 (1981) : 障害児教育への親のかかわり方, レファレンス362 100-107.
 - 19) 土屋恵司 (1983) : 英国における障害児教育の動向, レファレンス389 64-69.
 - 20) Tomlinson, S. (1982): A sociology of special education. Routledge & Kegan Paul.
 - 21) Walker, A. (1982): Public Expenditure and Social Policy. Heineman Education Books.
 - 22) Waterman, C. (1983): Getting in on the Act. Education 161 128-129.

Summary

The Right of Parental Involvement in Special Education in Britain

Yasushi Kawai and Motoo Ishibe

In Britain the Education Act 1981, which is called a "parents' charter", was put in force in 1983 April. The Act enlarged the right of parental involvement in special education and prescribed as follows:

- (1) the right of parents to be involved in assessment concerning their child's special educational needs.
- (2) the right of parents to appeal to the appeal committee and the Secretary of State against the special educational provision specified in the statement.
- (3) the right of parents to have the guidance, the support and the information.

Particularly the Act can be estimated in that parents have got a framework to discuss the educational environment in which their child will be taught.

On the other hand, the problems of the Act were pointed out as follows:

- (1) The appeal committees hearing appeals in special education, unlike those hearing ordinary school choice appeals, have no power to overturn the LEA's decision.
- (2) The appeal committees and the Secretary of State can often support on the side of LEA.
- (3) Public expenditure is not enough to put the Act into practice.
- (4) The provision of conditions in integration may infringe on that of the rights of parents.

Key word: Education Act 1981 , parental involvement , special educational needs